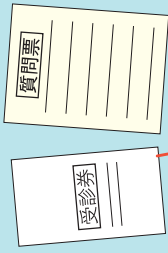


後期高齢者健康診査 利用の流れ

後期高齢者健康診査は次のような流れで行われます。
忘れずに受診ください。

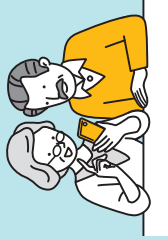
1 「受診券」と「質問票」を受け取ります。

後期高齢者医療制度に加入されている方へ「受診券」と「質問票」をお送りしました。受診券に記載されているお名前や生年月日に間違いがないかをご確認ください。また、質問票はできるだけ記入しておきましょう。



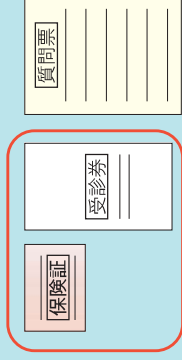
2 健康診査の申し込みをします。

健康診査は、三重県内の健康診査実施機関で受診することとなります。「受診券」に記載してある有効期限を確認して、期限内に受診を希望する医療機関へ連絡し、日時を決めましょう。



3 健康診査を受診します。

- 受診当日の持ち物
- ① 保険証 (後期高齢者医療被保険者証)
 - ② 受診券 (後期高齢者健康診査受診券)
 - ③ 質問票 (後期高齢者健康診査質問票)



※「保険証」と「受診券」はどちらか一方だけでは受診できません。必ず両方とも窓口へ出してください。

4 結果の説明

受診した医療機関から後日受診結果が通知されます。健康診査は、受けるだけでなく、結果をその後の生活改善等に活かしていくことが大切です。健診結果を確認し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。



令和6年度受診券見本

令和6年度 後期高齢者健康診査受診券
令和6年7月1日交付

受診券管理番号 24100000001
被保険者証番号 00123456

氏名 ○○ ○○○○
生年月日 昭和11年4月29日 性別 男
有効期限 令和6年11月30日

| 種別 | 性別 | 年齢 | 交付 | 有効期限 |
|---------|----|----|----|------|
| 基本項目 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 健康項目 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 血液検査 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心電図検査 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心臓超音波検査 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 聴覚検査 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 加齢加算 | ○ | ○ | ○ | ○ |

令和6年度受診券
受診の際はこのままお持ちください。

三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003
津市桜橋2丁目96番地
Tel. 059-221-6884

654321 # 600001

後期高齢者健康診査受診券上の注意事項

- 住所に変更がある場合、すべて新規受付入欄へ自宅 (後期高齢者健康診査受診結果等のお知らせ) を送付してください。
- 後期高齢者健康診査を受診する際には、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。なお、受診される前に必ず医療機関へ診察時間等をお問い合わせください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- この券で受診する追加項目については同様です。
- 健康診査は、後期高齢者健康診査受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 不正にこの券を使用した場合、刑法により罰罪として懲罰の対象となる場合があります。
- この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに医療機関に申し出て訂正を受けください。
- この受診券は、令和6年11月30日現在で有効です。

後期高齢者健康診査受診券
令和6年7月1日交付

受診券管理番号 24100000001
被保険者証番号 00123456

氏名 ○○ ○○○○
生年月日 昭和11年4月29日 性別 男
有効期限 令和6年11月30日

令和6年度受診券
受診の際はこのままお持ちください。

三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003
津市桜橋2丁目96番地
Tel. 059-221-6884

654321 # 600001

後期高齢者健康診査受診券上の注意事項

- 住所に変更がある場合、すべて新規受付入欄へ自宅 (後期高齢者健康診査受診結果等のお知らせ) を送付してください。
- 後期高齢者健康診査を受診する際には、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。なお、受診される前に必ず医療機関へ診察時間等をお問い合わせください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- この券で受診する追加項目については同様です。
- 健康診査は、後期高齢者健康診査受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 不正にこの券を使用した場合、刑法により罰罪として懲罰の対象となる場合があります。
- この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに医療機関に申し出て訂正を受けください。
- この受診券は、令和6年11月30日現在で有効です。

後期高齢者健康診査受診券
令和6年7月1日交付

受診券管理番号 24100000001
被保険者証番号 00123456

氏名 ○○ ○○○○
生年月日 昭和11年4月29日 性別 男
有効期限 令和6年11月30日

令和6年度受診券
受診の際はこのままお持ちください。

三重県後期高齢者医療広域連合
〒514-0003
津市桜橋2丁目96番地
Tel. 059-221-6884

654321 # 600001

後期高齢者健康診査受診券上の注意事項

- 住所に変更がある場合、すべて新規受付入欄へ自宅 (後期高齢者健康診査受診結果等のお知らせ) を送付してください。
- 後期高齢者健康診査を受診する際には、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。なお、受診される前に必ず医療機関へ診察時間等をお問い合わせください。
- 後期高齢者健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- この券で受診する追加項目については同様です。
- 健康診査は、後期高齢者健康診査受診券に記載してある有効期限内に受診してください。受診券に記載してある有効期限内に受診する場合は、受診券と後期高齢者健康診査質問票を必ず医療機関へお持ちください。
- 不正にこの券を使用した場合、刑法により罰罪として懲罰の対象となる場合があります。
- この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに医療機関に申し出て訂正を受けください。
- この受診券は、令和6年11月30日現在で有効です。

健康診査の基本的検査項目

- 問診 (既往症等) ● 身体計測 (身長、体重、BMI) ● 身体診察 (視診・触診・聴打診) ● 血圧測定 ● 血液検査 (脂質・肝機能・腎機能・血糖値・尿酸代謝・貧血の有無や栄養状態の確認等) ● 尿検査 ● 心電図検査

必要時実施する項目

- 眼底検査 (一定の基準の下、医師が必要と認めた場合)

受診時の注意点

- ① 飲食物・激しい運動は控える
検査前10時間は、水以外のすべての飲食物をとらないことが望ましいといわれています。また、健康診査前日のアルコール摂取や激しい運動は控えてください。
- ② 「保険証」と「受診券」を両方とも窓口へ
受診時には「保険証」と「受診券」を両方とも窓口に出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- ③ 受診は有効期限内に
受診前に医療機関へ診療時間等を確認し、受診券に記載の有効期限内に受診してください。

個人情報保護されています

健康診査の結果等につきましては、個人情報保護の観点から適切に取り扱われますので、ご安心ください。